

○平成二十四年総務省告示第三号（認定講習課程について別に告示する要件及び講習時間並びに実施要領を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表
 （下線部分が変更箇所）

改正案	現行
<p>一 従事者規則第三十四条第八号の総務大臣が別に告示する要件及び講習時間は、次のとおりとする。</p> <p>第三級海上無線通信士の認定講習について、現に第一級海上特殊無線技士の資格を有し、かつ、当該資格により船舶局の無線設備の国際通信のための操作に三年以上従事した経歴を有する者であつて、現に船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）第五条に定める一級、二級又は三級海技士（航海）の資格を有する者については、英語の講習科目の講習時間を二十三時間以上（異時受講型講習にあつては、同時受講型講習に相当する教育効果が得られる講習時間とする。）とする。</p> <p>二 従事者規則第三十四条第八号の総務大臣が別に告示する実施要領は、次のとおりとする。</p> <p>1 講習課程（従事者規則第三十三条第一項に規定する認定講習課程をいう。以下同じ。）の実施要領は、講習を受けようとする者の有する無線従事者の資格及び業務経歴に照らし、従事者規則第五条に規定する試験科目の国家試験に合格するに十分な知識及び技能を修得することを目標として、別表第一号から別表第七号までに掲げるところに</p>	<p>一 従事者規則第三十四条第七号に規定する総務大臣が別に告示する要件及び講習時間は、次のとおりとする。</p> <p>第三級海上無線通信士の認定講習について、現に第一級海上特殊無線技士の資格を有し、かつ、当該資格により船舶局の無線設備の国際通信のための操作に三年以上従事した経歴を有する者であつて、現に船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百十九号）第五条に定める一級、二級又は三級海技士（航海）の資格を有する者については、英語の講習科目の講習時間を二十三時間以上とする。</p> <p>二 従事者規則第三十四条第七号に規定する総務大臣が別に告示する実施要領は、次のとおりとする。</p> <p>1 講習課程（従事者規則第三十三条第一項に規定する認定講習課程をいう。以下同じ。）の実施要領は、講習を受けようとする者の有する無線従事者の資格及び業務経歴に照らし、従事者規則第五条に規定する試験科目の国家試験に合格するに十分な知識及び技能を修得することを目標として、別表第一号から別表第七号までに掲げるところに</p>

よることとし、異時受講型講習にあつては、同時受講型講習に相当する教育効果が得られる講習時間とする。

2
(略)

3| 同時受講型講習の場合にあつては、次に掲げるものであること。

(一) 一日の講習時間は、二時間以上七時間以内とすること。ただし、総務大臣が他の講習時間によることが適当と認めた場合はこの限りでない。

(二) 講習課程は、標準として、講習時間の単位を六十分又は九十分とすること。

4| 異時受講型講習の場合にあつては、次に掲げるものであること。

(一) 講習科目別に講師（設問解答、添削指導、質疑応答等による指導のみを行う者を含む。）を配置するものであること。

(二) 講習科目別に受講者の修得状況を確認するための模擬試験等を実施するものであること。

(三) 受講者の学習履歴や進捗状況などを管理し、進捗状況に応じて受講者に対して指導を行うものであること。

(四) 受講者による講習に利用するメディアへの接続が集中した場合においても学習活動に支障を来さないよう、当該メディアの利用状況を管理するものであること。

(五) 認定講習課程実施者（認定講習課程の実施に係る業務の一部を委託している場合は、その委託先の事業者を含む。）及び利用する情

よること。

2
(略)

3| 一日の講習時間は、二時間以上七時間以内とすること。ただし、総務大臣が他の講習時間によることが適当と認めた場合はこの限りでない。

4| 講習課程は、標準として、講習時間の単位を六十分又は九十分とすること。

報通信ネットワークについて、十分な情報セキュリティ対策（障害が発生した際の対応策を含む。）を講じているものであること。
5| その他適切な授業計画によること。

別表第一号～別表第七号（略）

別表第一号～別表第七号（略）